

## 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金 Q&A (R.4.12.23 時点)

### I 支援金について

- Q1 交付の目的は。 . . . . . 1
- Q2 支援金の支給対象施設は。 . . . . . 1
- Q3 交付対象経費は。 . . . . . 1
- Q4 支援金の交付額は。 . . . . . 1
- Q5 交付された支援金の用途制限はあるか。 . . . . . 1
- Q6 施設が栃木県内にあるものの、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。 . . . . . 2
- Q7 ひとつの法人が複数の施設を運営している場合、支給対象施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。 . . . . . 2
- Q8 ひとつの建物内に、複数の支給対象施設(医療機関・高齢・障害施設等)が併設されている場合は、施設単位で申請することはできるか。 . . . 2
- Q9 事業所の所在する市町も同様の補助事業を行っているが、県と市町のそれぞれに申請することはできるか。 . . . . . 2

### II 支援金の申請手続きについて

- Q10 申請の受付期間はいつまでか。また、支援金の交付はいつ頃か。 . . 2
- Q11 申請書類は何が必要か。 . . . . . 3
- Q12 申請書類はどこで入手できるのか。 . . . . . 3
- Q13 申請の提出方法は。 . . . . . 3

### III その他

- Q14 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金に関するお問い合わせ先は。 3

## I 支援金について

### Q1 交付の目的は。

物価高騰の影響による光熱費、燃料費及び食材料費の負担増に対する軽減を図ることを目的としております。

### Q2 支援金の支給対象施設は。

令和4年10月1日時点で県内において開設している保険医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所）、助産所（出張専門の場合を除く）、施術所（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。）及び訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）が対象となり、1医療機関等につき1回限り申請することができます。

ただし、県や市町の一般会計により運営されている公立の医療機関等は、対象ではありません。

### Q3 支援対象経費は。

次の経費に対する支援として交付するものです。

- ・保険医療機関（病院及び有床診療所）：光熱費、燃料費及び食材料費
- ・保険医療機関（無床診療所、歯科診療所）、助産所、施術所及び訪問看護ステーション：光熱費

### Q4 支援金の交付額は。

下表のとおり、支給対象施設の種類により異なります。

施設の種類別	交付額の算定方法	備考
保険医療機関（病院、有床診療所）	5万円/床 （最低15万円）	令和4年10月1日時点で休床中の病床を除く。
保険医療機関（無床診療所、歯科診療所）、助産所	15万円/施設	令和4年10月1日時点で休止中の施設を除く。
施術所、訪問看護ステーション	5万円/施設	令和4年10月1日時点で休止中の施設を除く。

### Q5 交付された支援金の用途制限はあるか。

支援金はQ3の支援対象経費の負担増に対する支援にご活用いただくことを想定しておりますが、特段の用途制限はございません。なお、実績の報告等も不要です。

Q6 支給対象施設は栃木県内にあるが、開設者の住所が栃木県外の場合、申請することができるか。

開設者の住所が栃木県外であっても、栃木県内を所在地とする支給対象施設分について、申請することができます。ただし、県外に所在する施設分については、当支援金の交付対象外のため、申請いただけません。

Q7 ひとつの法人が複数の支給対象施設を運営している場合は、施設単位での申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する栃木県内に所在する施設分をとりまとめて1回で申請してください。

申請においては、Q11の②「申請医療機関等一覧表」に運営する施設を区分ごとに複数の支給対象施設分を入力していただきます。

Q8 Q7に該当するもののうち、ひとつの建物内に、複数の支給対象施設（医療機関・高齢・障害施設等）が併設されている場合は、施設単位で申請することはできるか。

ひとつの建物内に支給対象施設を2以上併設している場合、原則、いずれか1施設分のみの交付申請を可能とします。

ただし、支援対象経費に係る請求書等が、施設ごとに区分されており、会計を分けて支出を行っている等の場合は、施設ごとに申請することを可能としております。

Q9 事業所の所在する市町も同様の補助事業を行っているが、県と市町のそれぞれに申請することはできるか。

他団体（国や市町）が、同種の補助事業を実施している場合、申請できるのはいずれか一方のみです。恐れ入りますが、交付要件等をよく御確認の上、いずれか一方にのみ申請してください。

なお、本県の支援金を受給してもなお支援対象経費の負担増額に満たない場合は、各市町が実施する補助事業に申請できる場合がありますので、制度内容を御確認いただき、詳しくは補助事業を実施する市町にお問い合わせください。

## II 支援金の申請手続きについて

Q10 申請の提出はいつまでに行えば良いか。また、支援金の交付はいつ頃か。

申請書の提出期限は、令和5年1月13日（金）までとしております。

支援金の交付の時期は、申請受付期間終了後に、申請書の審査を行い、2月末日までに完了することを予定しております。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、時期が遅れる可能性があります。

**Q11 申請書類は何が必要か。**

以下の書類を原則、電子メールにて送付してください。

- ①令和4年度栃木県医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（交付要領別記様式1）
- ②申請医療機関等一覧表（交付要領別表第1）
- ③振込先が分かる書類の電子データ（写真データ・PDFデータ可）
  - ※預金通帳の表紙裏の見開きページ部分（金融機関名、本支店名、預金種別（普通・当座等）や口座名義(カナ)の登録処理を行うため）
  - ※インターネットバンキングの場合は、申請書の口座情報との照合ができる画面のデータ

**Q12 申請書類はどこで入手できるのか。**

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

「ホーム>医療>医療施策>栃木県医療機関等物価高騰対策支援金の申請について」

**Q13 申請の提出方法は。**

申請書一式は、支援金の支払い事務処理手続きの都合により、原則、電子メールにて御提出くださいますようお願いいたします。

【申請書提出用メールアドレス】

tochigiken-iryoshienshinsei@his-world.com

※やむを得ない事情により、郵送を行う場合は、封筒の表面に「栃木県医療機関等物価高騰対策支援金申請書 在中」と記入の上、下記の住所宛にお送りください。

【送付宛先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿3丁目23-3 新宿サンビル 2F  
栃木県医療機関等物価高騰対策支援金交付事業等事務局 宛

### Ⅲ その他

**Q14 栃木県医療機関等物価高騰対策支援金に関するお問い合わせ先は。**

県は、支援金の申請書の受付・審査・お問い合わせ対応の事務を外部へ委託しております。申請の手続きに関するお問い合わせにつきましては、医療機関等物価高騰対策支援金コールセンターにお問い合わせください。

【電話番号】050-1754-2195

【受付時間】午前9時から午後5時（土日祝、年末年始 12/29～1/3 を除く）

【お問い合わせ用メールアドレス】

info-tochigiken-iryoshien@his-world.com